

羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針(案) 地区説明会

質疑応答記録

開催日	令和7年6月26日(木)	会場	岩瀬小学校体育館
開始・終了時刻	19:00~20:25	来場者数	10人
質疑・応答内容			
<p>①-1 従来の教育と小中一貫教育との違いは何か。</p> <p>(学校教育課長) 従来は小・中学校で別々の教育方針であったが、小中一貫教育は、小学校に入学してからの9年間で、中学3年生をゴールに設定したビジョンを小・中学校間で共有し、小学校と中学校の接続が上手くいくようとする教育である。今回市で行う小中一貫教育は校舎が別であるが、先生方や児童生徒の交流などを増やしていく。</p>			
<p>①-2 再編成後の令和11年度以降、岩瀬小に通う児童は全員南中に通うことになるのか。</p> <p>(教育総務課長) 小中一貫教育を行う場合、岩瀬小は進学人数の関係で南中との一貫教育を進めることになるが、中学区の変更は行わないため、桑崎、上岩瀬の地域は西中への進学が基本となる。今回の再編成により小中一貫教育を行っていく上で、西中に通う学区の岩瀬小在学児童が南中に通うことを希望する場合には、検討する。</p>			
<p>①-3 岩瀬小と交流を図るのは南中であり、西中との交流はないのか。</p> <p>(教育総務課長) 現在も小・中学校間で連携をとっている。小中一貫教育では岩瀬小は、主に南中との連携にはなるが、西中に進学予定の児童については、西中とも連携をとる。</p>			
<p>①-4-1 小中一貫教育のイメージが湧かないが、小中一貫教育に向けて行っている交流イベントの具体的な例はあるか。</p> <p>(学校教育課長) 東中学校区において、手子林小、羽生東小、東中の3校が交流を図っている。一貫した教育方針の共有により、安心して児童が中学校に進学できるように、まず先生方が交流を図り、連携を取っていく予定である。</p>			
<p>①-4-2 児童生徒の交流ではなく、先生方の交流が進んでいるということか。</p> <p>(学校教育課長) 小中一貫校としては、現状はそのような形であるが、三田ヶ谷小、村君小、井泉小が再編成したときは、それぞれの学年が学期に1回集まって、2年間交流をしてきた。小・中学校間の交流はこれから行っていく。</p> <p>(学校教育部長) 昨年度三田ヶ谷小でムジナモを育てていた6年生が、東中でムジナモの育成方法を共有していき、手子林小や羽生東小でもムジナモを育て、広めているという事例がある。</p>			

①-5 スクールバスはどの程度の規模を検討しているのか。

(教育総務課長) 羽生東小はバス対象児童が110人おり、マイクロバス4台で運行している。西・南中学校区では、子どもの乗車位置によってバス停が決まるためこれからであるが、道路状況やバス停の位置等によって、大型バスかマイクロバスかを選択をしていく。効率等を考慮し、ハイエース等になる可能性もある。

①-6 最終のバスと授業の終了時間が合わないことはあるか。

(教育総務課長) 現在小学校は5時間授業か6時間授業のため、極端に時間が空くことはない。全員が半日で下校になる場合は、その時間に合わせてバスが来る。羽生東小では、今のところ児童が長時間バスを待つといった事例はない。

②-1 4、5年前の基本方針では、各地区の説明会やパブリックコメントで反対意見があり、ゼロベースになった。今回の案についても、白紙に戻るようなことはあるのか。反対意見が出るごとに消してしまうのではなく、何を言われようが決定してほしい。地元住民としては、どちらの中学校に行くのかが明確にならないと、不安な気持ちになる。

(教育総務課長) 令和3年4月に今回のような説明会を開催した際に、地区からの要望書や保護者の方からパブリックコメント等で御意見をいただいた。羽生市立学校適正規模審議会の会議で、令和3年4月の案をこの内容で進めるのは厳しいと判断し、改めて令和4年1月に説明会等を開催した。西・南中学校区についてはゼロベースで見直し、令和6年末を目処にもう一度計画案を示せるようにした。今回も地区説明会を行い、パブリックコメントの募集も実施をしている。地域の方、保護者の方の御意見を聞いた上での判断になるため、案が必ず決まるとは言い切れないが、計画案として提示している以上、このまま進められるよう御理解、御協力をいただきたい。

②-2 案が決定になる時期はいつ頃になるのか。

(教育総務課長) パブリックコメント等での意見を、パブリックコメント審査会で審議する。そのためまだ時期が明確ではないが、最短で令和7年9月頃、遅くとも令和7年中に決定できるように進めたい。

③ コミュニティスクールとは何か。

(学校教育部長) コミュニティスクールとは、校長としての学校運営方針を提示した上で学校運営協議会委員と話し合い、学校の運営がこれで良いか承認をもらうものである。委員については、例えば旧三田ヶ谷小ではPTA会長、自治会の代表、公民館長、元校長等が委員となり、令和5年度は閉校イベントについて話し合った。

(学校教育課長) 市内全ての小・中学校で設置をしている。校長の学校経営方針に対して、地域や保護者も含めて一緒にできることはないか、熟議を行いながら方針を決めている。また、校長の学校経営方針を承認し、地域とともに歩んでいく学校

を作っていくための会議である。文部科学省でも定められている会議であり、市では早くから取り入れている。

④-1 再編成のタイミングによっては、上の子が西中へ、下の子が南中へ通わなければならぬ可能性はあるか。

(教育総務課長) 令和 11 年度の再編成では中学校区域の変更はないため、現時点ではその可能性はない。

④-2 義務教育学校はいつ頃できるのか。

(教育総務課長) 小・中学校が同じ施設となる義務教育学校については、中学校の校舎建て替えの時期に行うのが一案であるため、今から約 35 年後となる。生徒数によって中学校の数が変動する可能性もあるため、現時点では目処が立っていない。

⑤-1 新郷第一小が小規模特認校となるが、希望をすれば通うことができるのか。

(教育総務課長) 令和 11 年度の再編成で新郷第一小を小規模特認校として指定した場合、希望をすれば新郷第一小に通うことができる。この場合バス通学の対象にはならないため、保護者の送迎等が必要になる。

⑤-2 小規模特認校に定員は設けるのか。

(教育総務課長) 本来は希望者全員を受け入れたいが、新郷第一小は小規模校ならではのメリットを追求していくことになるため、希望数によっては一定の定員を設ける可能性がある。資料の中で、1 学年 2 学級に対応できる教室を有すると書いているが、これは授業の幅を広げることであり、1 学年 2 クラスにするというわけではない。

⑤-3 希望して通うができるのは新郷第一小のみで、その他は学区ごとの小学校に通うということか。

(教育総務課長) 学区外からの通学については規則があるため、令和 11 年度までは規則に合わない限り、学区内の小学校に通うことになる。

⑤-4 各小学校の特徴はどこかに載っているか。

(教育総務課長) 学校ホームページ上で学校目標や方針を掲示している。

(学校教育課長) 新郷第一小は、保健教育、特に歯科保健にかなり力を入れている。

⑤-5 市の都市計画区域によって岩瀬地区に住宅が増えているが、それに伴い、岩瀬小の児童数は増えているのか。

(教育総務課長) 岩瀬小学校区内では、住宅地の整備や岩瀬土地区画整理事業を実施している。それを踏まえた上で、資料の中で将来的な人口推計を出している。児童生徒が全体的に減っていくという傾向はおそらく変わらないが、住宅開発や企業

の誘致、雇用の創出を含めて緩やかにすることは可能である。

⑤-6 2040 年度の都市計画区域において新郷区域の人口が増加した場合、これから小規模特認校となる新郷第一小は、再び形態が変わることはあるのか。

(教育総務課長) 新郷第一小の区域も、住宅地やそれに付随する商店等を誘致していく区域に指定されている。新郷第一小の児童数が劇的に増加するかについては今の段階ではわからない。市街化区域であり、都市化を進めていくべき区域となっているため、それを踏まえて市の政策も進めていく。

⑥-1 岩瀬小区域の児童は、中学を選ぶことはできないのか。

(教育総務課長) 現在は選ぶことができない。令和 11 年度以降、希望がある場合は検討となる。

⑥-2 今回の再編成の案は遅くとも今年中に決定すると言っていたが、仮に決まらない場合は先延ばしになっていくのか。

(教育総務課長) 令和 11 年度の再編成案を決定できるよう、説明会を通して御理解をいただきたいと考えている。説明会、パブリックコメントの御意見等もあるため、この時点では決定できると言い切ることはできない。

⑥-3 バスの到着時間は何時頃になるのか。

(教育総務課長) 校門が開く 5 分ほど前に学校に着くように運行していくことを想定している。

⑥-4 バスが遅れてしまった場合は、もう学校には入れないのか。

(教育総務課長) バス停の位置が決まったら、時刻表を作り、その時刻表通りにバスが運行していくため、定時になった段階でバスに間に合わなかった場合は保護者に学校まで送っていただく。バスに不慮の事故があった場合は、すぐに事業所に連絡が行き、代替のバスもしくはタクシーを手配するということになっている。少々時間はかかるが、登校できないということはない。

⑥-5 岩瀬小は校門が開く時間が遅くなつたが、なぜ児童は早く学校に行ってはいけないのか。

(学校教育課長) 今まで早めに着いても教員がいたが、勤務時間の中で働くということを進めている。早い時間に登校し、児童が事故や怪我等があった場合、教員が対処することが厳しいことが考えられるため、学校で定めた時間に登校することをお願いしている。

⑥-6 夏に入り暑くなっていく中で、先生の働き方改革もあり校門が開いている時間が短いため、児童が急いで登校し、熱中症になる危険性があるのではないか。

(学校教育課長) 夏の朝暑い中、重いランドセルを背負って児童が登校することが非常に大変だということは学校側も理解している。夏の暑さを防ぐために日傘の使用、夏の暑い期間はヘルメットではなく帽子を被るなど工夫し、開始時刻を変更しない方向で進めていく。

⑥-7 この案が決定するまで、西中学校区の児童は西中に通うということなのか。

(学校教育課長) 令和11年度以降も西中学校区は西中、南中学校区は南中に通うことになるが、西中学校区の児童が南中に通いたいという希望があれば、南中に通うことも検討していく。

⑥-8 学習用タブレットの家庭用充電器が壊れた場合、自分たちで購入しているが、国が負担するものではないのか。

(教育総務課長) 充電器は、自宅で充電ができるよう、タブレットと同様一人1台貸与している。紛失したり、壊してしまったりした場合は自費負担となる。充電に係る電気代等は、各家庭での負担をお願いしている。

⑥-9 家庭用充電器は6年間使用したら、普通に使用していても壊れるのではないか。

(教育総務課長) 壊れてしまった場合、教員を通じて充電器が使えないと申し出をいただき、内容によっては充電器を交換する。

⑥-10 学校や教育委員会で用意できないのか。

(教育総務課長) 5、6年を目処にタブレットの入替えを行う予定であり、破損等の連絡を受けた場合は修繕をしたり、在庫があればお渡しをしたりして対処している。充電器とタブレットとともに、現在は在庫がないという状況である。整備する予算も厳しいという状況であるため、児童一人ひとりに不利益がないように対応していく。

⑥-11 クラス全員の充電がなくなり、授業で使用できない場合はどうするのか。

(学校教育課長) タブレットを使用している児童と使用していない児童がいると、クラス全体で同じように進めていくことはできないため、その場合は使用しないという判断をして、直ってから再び使い始める。現状もタブレットが壊れている児童が、クラスの中に複数人いる状況も見受けられるが、その場合は先生方が工夫し、不利益がないように配慮している。市教育委員会としても、市全体でタブレットを使った教育が進められるように進めている。

⑥-12 文部科学省で用意したのにもかかわらず、故障を自費で負担するのはおかしいのではないか。

(学校教育課長) タブレットは市が用意したものを貸し出している。もし充電器が家庭にない場合は、予備として先生方が使用しているもので充電するなど、学校で

状況に合わせて対応している。充電器が自宅で壊れて自費で購入してくれる場合は大変ありがたい話だが、今あるもので何とかするしかないという状況である。

⑥-13 低学年は充電の残量を認識できないのではないか。

(学校教育課長) 低学年は持ち物を保護者の方が確認していると思うが、それの一貫として、タブレットの充電も一緒に確認していただきたい。

⑥-14 タブレットを用いた宿題が出た際に、故障によって家で宿題ができない場合はどうしたらよいか。

(学校教育課長) その状況を先生が聞き、保護者と話をした上で、市教育委員会に相談する。まずは学校に相談し、話が進まない場合は教育委員会に直接お話をいただき、学校に状況を確認していく。